

食品衛生法って何？

食品衛生法とは、飲食によって生ずる危害の発生を防止するための法律で、食品と添加物と器具容器の、規格・表示・検査などの原則を定めたものです。

2018年6月13日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、食品用器具・容器包装について、安全性を評価しリスト化した物質のみを使用可能とするポジティブリスト制度が導入されます。

2025年6月以降、塗装した作品を食器として販売する場合は、改正食品衛生法（ポジティブリスト）に適合した塗料を使用する必要があります。

塗料は様々な原料を組み合わせて作られており、現状では残念ながら該当する全原料についてポジティブリストへの適合を確認できたワシンの製品はありません。

改正前の食品衛生法では、禁止されている材料・物質や基準値をリスト化し、それ以外を許可する「厚生省告示第370号（合成樹脂性の器具または容器の一般規格）」が採用されていました。

ワシンの食品衛生法に適合したとしている塗料は、完全に乾いた塗料の膜が「厚生省告示第370号（合成樹脂性の器具または容器の一般規格）」に適合していることを意味しています。

上記規格試験のうち、指定有害物質の溶出試験は、水温60℃・試験時間30分で行っています。作品を常温で使用することを想定しておりますので、塗装容器を煮沸するなど、想定を超える使い方をすると適合数値を外れる場合があります。また、何かに塗れば塗った作品が必ず適合することを保証するものではありません。

- 化学物質過敏症の方でも問題なく使用できるという意味ではありません
- 標準塗布量で塗装し完全乾燥させたサンプルで試験しています。塗布量が多い場合や乾燥不足の場合は規格から外れることがあります
- 油性系塗料は溶剤を含むため、塗料が乾いた後もしばらく臭いが残ります。臭いが気にならなくなるまで十分に乾燥してください
- 防水性を保証するものではありません。用途に適した塗料を選択してください